

月一日迄ノ間ニ出生シタル者ニ在リテハ年齢二十三年迄、四月一日ヨリ一月一日迄ノ間ニ出生シタル者ニ在リテハ年齢二十四年迄トス

昭和十六年陸軍省令第三號ハ之ヲ廢止ス  
文部省令第三號ハ之ヲ廢止ス

### 在學徵集延期期間ノ臨時特例二關

#### スル件

(陸軍省令第十六年十月十六日四十三號)

在學徵集延期期間ノ臨時特例左ノ通定ム

第一條 當分ノ内兵役法施行令第百條第二號又ハ第三號ニ掲タル學校ニ在學スル者ニ付兵役法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ徵集ヲ延期シ得ベキ期間ハ兵役法施行規則第三百十四條ノ規定ニ拘ラズ左ノ區分ニ依ル

### 在學徵集延期期間ノ臨時特例中改

#### 正ノ件

(陸軍省令第十五年十一月二十日五十六號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

#### 附 則

度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第三條 補助金ノ額ハ左ノ標準ニ依ル  
一 農地開發事業ニ在リテハ其ノ事業ニ要スル費用ノ十分ノ六以内

在學徵集延期期間ノ臨時特例中左ノ通改正ス  
第一條第一號中「昭和十六年陸軍省令第二號第一條第一項」ノ下ニ「又ハ昭和十六年陸軍省令第三號」ヲ加フ

第一條第一號中「昭和十六年陸軍省令第二號第一條第一項」ノ下ニ「又ハ昭和十六年陸軍省令第三號」ヲ加フ

度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第三條 農地開發營團補助金ノ交付ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ事業計畫書及支出豫算書ヲ添附シ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ

前項ノ書類ノ外農林大臣ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第六條 農地開發營團前條ノ事業計畫書又ハ支出豫算書ヲ變更セントスルトキハ事由ヲ具シ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五條 農地開發營團ハ毎年度補助金請求書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第六條 農地開發營團ハ補助金ノ交付ヲ受ケテ施設シタル移住施設ハ農地開發事業令第十三條及第十四條本文(第十五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ農地ヲ譲受ケタル者ニ之ヲ譲渡スベシ

但シ其ノ管理又ハ處分ノ方法ニ付別ニ農林大臣ノ認可ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 農地開發營團前條ノ規定ニ依リ移住施設ヲ譲渡シタルトキハ遲滯ナク之ヲ農林大臣ニ報告スベシ

第八條 農地開發營團ハ毎年七月十五日迄ニ事業成績書及支出精算書ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ農林大臣ハ農地開發營團ニ對シ補助金ノ交付ヲ停止若ハ廢

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
附 則  
昭和十六年陸軍省令第二號附則第二項ノ規定ハ本令施行前に於ケル轉校ニ之ヲ準用ス

### 農地開發事業補助規則の公布

農地開發事業補助規則は昭和十六年十月二十八日附官報を以て省令として公布せられたが之を掲ぐれば次ノ如くである。

第一條 農林大臣ハ農地開發營團ニ對シ農地開發事業ノ施行並ニ之ヲ移住施設ニ要スル費用ニ付每年

第一條 農林大臣ハ農地開發營團ニ對シ農地開發事業ノ施行並ニ之ヲ移住施設ニ要スル費用ニ付每年

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和十六年十一月二十九日八十八號)

昭和十六年陸軍省令第二號附則第二項ノ規定ハ本令施行前に於ケル轉校ニ之ヲ準用ス

止シ又ハ補助金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコト

アルベシ

一 農地開發法、同法ニ基キテ發スル命令若ハ之ニ

依リテ爲シタル處分又ハ本則ノ規定ニ違反シタルトキ

二 事業ノ全部又ハ一部ノ停止又ハ廢止アリタルトキ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三 補助金交付ノ條件ニ違反シタルトキ

四 不正ノ手段ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ

#### 附 則

### 農地作付統制規則並に作付統制助成規則の公布

臨時農地等管理令、同施行規則については既に本誌本欄所報の如くであるが、同令の規定に基く農作物の作付の制限、禁止、又は命令等に關する農地作付統制規則は昭和十六年十月十六日付官報を以て公布せられた。又之に繼ぎ作付統制助成規則は十月二十五日附官報を以て公布を見たが、右兩省令を掲ぐれば以下の如くである。

#### 農地作付統制規則

(昭和十六年十月十六日  
農林省令第八十六號)

第一條 臨時農地等管理令第十條及第十三條ノ規定ニ

基ク農作物ノ作付ノ制限、禁止及命令ハ本令ノ定ム

ル所ニ依ル

第二條 農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他権原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者(以下権利者ト稱ス)ハ當該権利者ガ昭和十五年九月一日以後農林

コトヲ得

大臣ノ指定スル農作物(以下食糧農作物ト稱ス)ノ作付ヲ爲シタル農地ニ付當分ノ内食糧農作物以外ノ農

作物ノ作付ヲ爲スコトヲ得ズ但シ地方長官ノ指定シタル場合又ハ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受

ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 農林大臣其ノ指定スル農作物(以下制限農作

物ト稱ス)ノ作付ヲ食糧農作物ノ作付ニ轉換セシム

ル爲必要アリト認ムルトキハ各道府縣毎ニ作付轉換計畫ヲ定メ之ヲ地方長官前條ノ通知ヲ受ケタルトキス

第四條 地方長官前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ各市町村毎ニ作付轉換計畫ヲ定メ之ヲ市農會又ハ町村農會ニ通知スベシ

(地方長官特ニ指定シタルトキハ市町村長以下同ジ)

第五條 市農會又ハ町村農會前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ作付轉換計畫ニ從ヒ作付ヲ轉換スベキ制限

農作物ノ種類及面積並ニ當該農地ニ新ニ作付スベキ

食糧農作物ノ種類、面積其ノ他必要ナル事項ヲ定メ農地ノ権利者ニ指示スベシ

前項ノ場合ニ於テ市農會又ハ町村農會ハ當該農地ニ

付小作料ノ種別、額又ハ率、減免條件其ノ他ノ條件ノ變更ヲ適當ト認ムルトキハ市町村農地委員會ニ對

シ小作料統制令第四條ノ規定ニ依リ之ガ定ヲ爲スベキコトヲ請求スルコトヲ得

第六條 前條第一項ノ規定ニ依ル指示ヲ受ケタル者ニシテ其ノ指示ニ從ヒ食糧農作物ノ作付ヲ爲ス者ハ別

前項ノ損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添付スベシ

第七條 第五條第一項ノ規定ニ依ル指示ヲ受ケタル者

ニ定ムル所ニ依リ助成金ノ交付ヲ受クルコトヲ得

本令ハ昭和十六年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

臨時農地等管理令施行規則第十九條乃至第二十二條ヲ削除ス

地方長官ハ農林大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ作付ヲ命ズル

臨時農地等管理令第十條ノ規定ニ基ク命令ニシテ本令